

# 都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

## 受付・終結事件の概要（平成27年7月～9月）

### 1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
埼玉県 平成27年(調)第2号事件	家庭用ヒートポンプ給湯器からの騒音被害防止請求事件	平成27.9.29
東京都 平成27年(調)第4号事件	空調室外機騒音防止請求事件	平成27.8.24
東京都 平成27年(調)第5号事件	マンション内公開空地等からの騒音防止等請求事件	平成27.8.28
東京都 平成27年(調)第6号事件	マンション内自主管理公園等からの騒音防止等請求事件	平成27.8.28
東京都 平成27年(調)第7号事件	駐車場からの騒音・排気ガス防止請求事件	平成27.8.31
富山県 平成27年(調)第2号事件	印刷工場からの騒音・悪臭・粉じん被害損害賠償請求事件	平成27.7.28
愛知県 平成27年(調)第2号事件	家庭用燃料電池からの騒音被害防止請求事件	平成27.7.10
京都府 平成27年(調)第2号事件	コンビニエンスストア及びガソリンスタンドの出店による騒音・悪臭・低周波音のおそれ公害防止等請求事件	平成27.7.27
大分県 平成27年(調)第1号事件	食品製造工場からの悪臭被害防止請求事件	平成27.8.21

## 2. 終結事件

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
宮城県 平成26年(調) 第1号事件	<p>平成26年7月22日 受付</p> <p>平成19年から現在に至るまで、被申請人A社保有の汚泥処理プラントからの汚泥飛散が継続しており、申請人建物、商品、従業員の車両に被害が発生している。また、被申請人B市の被申請人A社に対する指導監督が奏功しておらず、状況が改善されていない。よって、①被申請人A社は、申請人に対し、損害賠償金及びこれに対する本調停終結から完済まで年5分の割合による金員を支払うこと、②被申請人A社は同社保有の汚泥処理プラントから申請人事業所敷地内への汚泥飛散を防止するために適切な防止措置を実施すること、③被申請人B市は、被申請人A社に対し、同社保有の汚泥処理プラントからの汚泥飛散を防止するための適切な指導監督措置を実施すること。</p>	<p>平成27年8月7日 調停成立</p> <p>調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人A社は、同社事業所から申請人事業所敷地内へ汚泥が飛散した場合、速やかに対策を講じるものとする。なお、ここでいう汚泥とは、A社に搬入後、産業廃棄物中間処理施設で処理される以前のものという、②被申請人A社は、散水を実施する等、汚泥処理がなされた後の「改良土」の保管を適正に行うものとする。なお、ここでいう「改良土」とは、A社に搬入後、産業廃棄物中間処理施設で処理されたものという、③申請人は、事業を行うにあたり、排水その他の排出物(廃油・廃液)の管理を適正に行うものとする、④申請人と被申請人A社は、別に定める車両目録記載の自動車5台に関して、平成26年6月12日をもって、当該自動車所有者らとA社の間で合意が成立し、解決済みであることを本件調停において相互に確認する、⑤被申請人B市は、被申請人A社に対し、今後も市が廃棄物処理法等に基づき適正と判断する指導・監督を継続していくものとする。また、申請人とB市は、被申請人A社に対する市の指導に関し、本条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する、⑥本件調停に要した費用は、各自の負担とする等を内容とする調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
東京都 平成25年(調) 第7号事件	<p>平成25年12月25日 受付</p> <p>被申請人工場では、業務用洗濯機、脱水機等の使用に伴う振動が朝7時台から操業時間内に断続的又は連続的に発生し、この振動により申請人の家屋が揺れるため、申請人は精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①被申請人の工場設備からの振動に対して、実効ある低減措置をとること、②操業開始時間を守り、早朝7時台からの振動を伴う操業をしないこと。</p>	<p>平成27年7月24日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
富山県 平成27年(調) 第1号事件	<p>平成27年3月10日 受付</p> <p>申請人は、被申請人の事業所における地下水の揚水に伴い発生する振動及び地盤沈下により、健康被害（不眠、肩こり、うつ病等）が生じ、財産的損害及び精神的損害を被った。よって、①被申請人は、申請人に対し、立ち退き費用及び自宅再購入に係る土地及び家屋について、損害賠償金を支払うこと、②被申請人は、申請人に対し、精神的被害、通院に伴う治療費及び実家への家賃等として、損害賠償金を支払うこと。</p>	<p>平成27年7月14日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
長野県 平成27年(調) 第1号事件	<p>平成27年4月20日 受付</p> <p>申請人は、①21年以上の長期間、被申請人の発するエンジンの空ぶかし、長時間のエンジン音、大型自動車のタイヤの高所からの落下音、クラクション音、ハンマーの打撃音等によって苦痛を受け続けている。度重なる申請人からの要請、市の指導にも関わらず、騒音が全く低減されていない、②平成24年に被申請人が講じたという対策について、効果の確認のための騒音測定を求めたが、話し合いにも測定にも応じず、騒音改善の見込みが全くない。よって、車検場からの大きな騒音の低減及び申請人敷地への騒音侵入防止策を講じること。また、前記防音策の十分な効力が期待できない場合、工場を移転すること。</p>	<p>平成27年7月10日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
三重県 平成26年(調) 第2号事件	平成26年9月16日 受付  ①被申請人の工場から発せられる機械・金属音による精神的苦痛及びそれに伴う将来的不安から解放されたい(市の指導により、若干改善されたものの、未だに苦痛を伴う騒音が続いている。)、②騒音により、将来的なことも含め住宅及び宅地の利用に支障が生じている。また、資産価値の低下が懸念される、③騒音公害に関する専門家からの意見を聞きたい。また、測定を再度行って欲しい。被申請人が防音工事を行うに当たっては専門家から効果的な工事について助言を受けたい。よって、被申請人の工場の防音工事を行い、騒音源である工場側の敷地内で音を処理すること(申請人の宅地に騒音が侵入しないようにすること)、これが完遂されない場合は、申請人宅を防音改修すること。両手段で不足がある場合、被申請人が補償を行うこと。	平成27年6月18日 調停打ち切り  調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
京都府 平成25年(調) 第2号事件	平成25年6月11日 受付  平成19年頃から被申請人が運営する学校の野球部等がグラウンド北東でバッティング練習等を行うことによる騒音が顕著になり、申請人の生活に支障が生じている。よって、①野球部等の主なグラウンドの使用場所を北東から南西に移動し、グラウンド北東でのフリーバッティングは1日20分までとすること、②将来的には被申請人所有の郊外のグラウンドを使用すること。	平成27年7月22日 調停成立  調停委員会は、11回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、被申請人の運営するグラウンドにおいて、法令の規制基準を超える騒音被害を与えないよう、今後も努める、②被申請人は、申請人に対し、前項を遵守するため、以下のことを約する。(1)被申請人は、野球部等の学生及び関係者に対して発出した注意事項を遵守させるよう、引き続き指導監督を徹底する、(2)被申請人は、平成27年10月31日までに、グラウンド東北角に設置されたバッティングケージ、防護ネット及びベース等を撤去する、(3)被申請人は、以後、野球部等の打撃練習は、グラウンドの南半分の西側でのみ行わせるものとする、(4)被申請人は、今後、上記練習場所を変更する場合には、必ず申請人と誠意をもって事前に協議する、③調停費用は各自の負担とする等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
<p>京都府 平成27年(調) 第2号事件</p>	<p>平成27年7月27日 受付</p> <p>被申請人らがコンビニエンスストア(以下、「コンビニ」という。)及びガソリンスタンドの出店を計画している地域の近隣には、既に同様の店舗があり、近隣住民は騒音や悪臭の被害を受けている。さらに新たな店舗が建設されれば、大型車による騒音、低周波音、ガソリン臭による健康被害が生じることが明白である。よって、①現在の計画では、当該土地の西側にコンビニ、東側にガソリンスタンドという配置になっているが、それを逆(東側にコンビニ、西側にガソリンスタンド)の配置にすること、②ガソリンスタンドの営業時間を午後9時までとすること、③私道に面した当該土地の西側全面に防音壁を設置し、出入り口を設けないようにすること、④コンビニに大型車が入りできないよう、入口にゲートを設置すること、⑤騒音・アイドリング禁止等の看板を掲げ、従業員が騒音を発生させる来店客を指導すること、⑥被申請人土地所有者は、上記を事業者遵守させること。</p>	<p>平成27年9月16日 調停取下げ</p> <p>申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。</p>
<p>大阪府 平成26年(調) 第1号事件</p>	<p>平成26年1月31日 受付</p> <p>近隣の府立学校で増築工事が平成25年4月から始まったが、同年5月15日から18日にかけての作業中に長時間の振動が発生し、特に17日午後2時ごろに発生した振動により申請人の擁壁を含む住居等に重大な損傷が発生し、その後も家屋の被害が増大している。よって、申請人らの擁壁、住居、地下構造物等に発生した損傷の修復、原状回復をすること。</p>	<p>平成27年8月6日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、9回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
<p>兵庫県 平成23年(調) 第2号事件</p>	<p>平成23年8月8日 受付</p> <p>近隣の県立高校（以下、「高校」という。）の吹奏楽部、音楽部及び学生のコーラス大会の練習で発せられる騒音により健康被害を受けている。よって、被申請人は高校の吹奏楽部、音楽部及び学生コーラス大会に向けた練習に係る騒音防止対策（特に南棟）を行うこと。</p>	<p>平成27年7月22日 調停成立</p> <p>調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、申請人の生活の平穏を図るため、高校における学校教育活動（特に吹奏楽部、音楽部、コーラス大会の練習等）から発する音が、申請人宅において環境基準で定める55dB以下となるよう最大限努める、②被申請人は、高校において平日に吹奏楽部等による音楽活動で校舎南棟を使用する場合には、必ず遮音カーテン設置教室を使用し、南側の窓及び遮音カーテンを閉める（以下、「遮音措置」という。）、③被申請人は、高校において休日（夏季休業中、冬季休業中及び春季休業中の平日を含む）に吹奏楽部等による音楽活動をする場合には、原則として校舎南棟の教室等を使用しない。ただし、当該校舎を使用する必要がある場合、事前に許可した教室の遮音措置をとった上で使用することができる、④申請人と被申請人は、今後高校における良好な近隣関係の構築に努めるとともに、将来問題が生じた場合には、相互に誠意を持って協議し、解決に協力する、⑤申請人と被申請人は、前項の協議のため、互いに担当者の連絡先を教示する、⑥申請人は、高校の教職員に対してのみ、同校に関する苦情を申し入れる、⑦被申請人は、高校の教職員、在校生徒及びその関係者に対して、本調停の内容を周知徹底する、⑧調停費用は、各自の負担とする等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
鳥取県 平成24年(調) 第1号事件	<p>平成24年7月19日 受付</p> <p>被申請人の事業活動により生じる騒音・振動により、入院を必要とするレベルの日常的な精神的ストレス被害を受け、完全に回復する目処がたっていない。また、度重なる拡張工事により、申請人宅の家屋の破損および敷地の地盤沈下等を引き起こし、不動産価値の損失を被っている。よって、被申請人は、申請人の家屋の移転に伴う費用の負担及び慰謝料等を支払うこと。</p>	<p>平成27年8月6日 調停成立</p> <p>調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、以下の通り風の影響の軽減対策を行う、(1)強風の発生頻度が病院の改築前と同等以下となるよう、防風フェンスを設置する、(2)被申請人は、申請人及び近隣住民等に対し、防音フェンス設置工事までに当該対策計画の概要及び予想される風の軽減効果を文書を用いて説明するとともに、防音フェンス設置完了日から3か月ごとに1年間、風の軽減効果に係る聞き取り調査を行う、②被申請人は、申請人からの風環境悪化に係る申し出に対し、対応が遅れたことを認め、この反省に立ち、今後は、被申請人の病院及び関係施設の建築・改築・運用等に際し、地域社会との協調を図るとともに、以下の通り対応する。(1)環境保全上の支障を可能な限り低減するよう努める、(2)近隣住民から、環境保全上の支障による人の健康又は生活環境に係る被害についての意見があった場合は、これを真摯に受け止め、誠実に対応するとともに、必要に応じて適切な調査対策を実施する、③本件調停手続に要した費用は、各自の負担とする等を内容とする調停委員会の提示した調停案に当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
岡山県 平成26年(調) 第1号事件	<p>平成26年9月30日 受付</p> <p>被申請人A社の採石事業活動によって排出される大量の廃石残土に伴って、採石場に隣接する川には排出された残土の一部が堆積し、川底が浅くなった。そのため、水の流れが悪くなり、水の状態が変化し、底質の悪化を招いた。よって、被申請人A社は採石場の土砂及び残土を撤去し、同採石場に隣接する川への土砂の流入及び公衆用道路への土砂の崩落等を防止すべく防護網を設置するなどの防護策をとり、土砂の流入や土砂崩落防止のための措置を取ること、②被申請人B市は被申請人A社が①の措置をとらない場合、採石法に基づく事業停止命令及び緊急措置命令を発令すること。</p>	<p>平成27年7月9日 一部却下／一部調停をしない旨の決定</p> <p>調停委員会は、被申請人市に対する請求事項については、第1回の調停期日において民事上の紛争とはいえないため申請を却下することとし、被申請人砕石業者との調停については、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請に係る紛争がその性質上調停をするのに適当でないと判断し、調停をしないものとし、本件は終結した。</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
広島県 平成26年(調) 第1号事件	平成26年5月26日 受付  被申請人の工場から発生している悪臭について、直接及び市を通じて対策を依頼しても一向に改善しない。よって、被申請人は悪臭を発生させる事業活動を停止すること。	平成27年5月29日 調停打ち切り  調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として平成27年7月1日から平成27年9月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。